

あなたの街の相談パートナー 一人で悩まないで、人権擁護委員にご相談を

☎ 人権・同和対策課 人権・同和対策係 ☎ 73-9122

人権とは「人間が人間らしく生きる権利」ですが、いじめや虐待など人権侵害を受けている人は、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込みがちです。市内で活動する人権擁護委員にご相談ください。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

人権相談

いじめや差別、DV(ドメスティックバイオレンス)などに悩んでいる人の相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

人権意識を広める活動

人権についての理解を深めてもらうために小・中学生を対象の人権教室や、人権作文コンテスト、人権の花運動など、さまざまな啓発活動を行っています。

人権侵害による被害者を救済

人権を侵害された人からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査・処理にあたります。調査により人権侵害が認められた場合は、救済措置等が行われます。

特設人権相談 偶数月に1回開催

次回開催日

6月2日(月) / 13時～16時

会場 人権教育啓発センター



▲人権の花運動 風船飛ばし

電話やSNS(LINE)で人権相談ができます

下記電話番号も相談を受け付けています。最寄りの法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

●みんなの人権110番

☎0570-003-110(平日 8時半～17時15分)

●子どもの人権110番

☎0120-007-110(平日 8時半～17時15分)

●女性の人権ホットライン

☎0570-070-810(平日 8時半～17時15分)

●外国語人権相談ダイヤル

☎0570-090-911(平日 9時～17時)

●LINEによる人権相談

(平日 8時半～17時15分)



●インターネット人権相談受付窓口

(法務省)



6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員の存在を周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。